

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告「業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況」

連結計算書類「連結注記表」

計算書類「個別注記表」

第20期

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

トレンダーズ株式会社

上記事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.trenders.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しているものであります。

# 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## (1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定2018年5月17日）

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理します。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コーポレートDiv. は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行の確保を目的として監視、指導を行います。

不測の事態が発生した場合には、経営会議を代表して常勤取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行います。また、対策本部を設置し、緊急対応方針を審議・決定のうえ、迅速に対処します。

### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### (ア) 各種社内会議体制の整備

取締役会は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督します。

取締役会のほか、常勤取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎月開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行います。

#### (イ) 職務権限及び責任の明確化

職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程、稟議事項・決議決裁基準に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築します。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv. と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づく内部通報制度を厳正に運用するとともに、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または従業員を子会社の取締役の一部として派遣し（以下、当該取締役及び従業員を併せて「子会社担当取締役等」といいます。）、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督します。また、コーポレートDiv. は、子会社の主管部門として子会社担当取締役等と協力し、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、子会社の業務の適正を図ります。

当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役等から報告を行います。

- (イ) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

コーポレートDiv. は、子会社の取締役及び管理部門と協力し、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行います。また、子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役等は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じます。

- (ウ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、当社取締役会において審議を行います。子会社の事業運営については、コーポレートDiv. が主管となって、子会社の管理を行います。

なお、子会社の経営上・事業運営上の重要事項について、子会社の事業内容や規模を考慮のうえで、原則として子会社ごとに、当社への報告や事前承認を要する事項を定めます。

(エ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを子会社監査部門と協力して内部監査室が行い、必要に応じてコーポレートDiv.及び子会社管理部門と連携して社内教育、研修を実施します。また、内部監査室は、内部通報規程に基づき、子会社からの内部通報を厳正に運用し、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重して行います。監査役より要請のある場合、補助者は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとします。

⑧ 取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役、コーポレートDiv.、内部監査室及び子会社担当取締役等は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出します。

(ア) 当社及び子会社の重要な機関決定事項

(イ) 当社及び子会社の経営状況のうち重要な事項

(ウ) 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(エ) 当社及び子会社における内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項

(オ) 当社及び子会社における重大な法令及び定款違反

(カ) その他、当社及び子会社に関する重要事項

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会へ出席するほか、常勤監査役が重要な社内会議に適宜出席し、必要に応じて説明を求めます。

監査役会は取締役、執行役員及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役、会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

### ① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を14回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、取締役 副社長執行役員C00及び執行役員等からなる経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の協議や各部門の業務執行状況及び事業実績を報告及び審議しております。加えて、経営会議において重要事項の指示及び伝達を行い、経営課題の認識の統一を図ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を確保しております。

### ② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において14回開催された取締役会への監査役の参加のほか、常勤監査役が重要な会議への出席、業務執行取締役からの事業の状況や職務の執行の状況等に関するヒアリング、重要書類の閲覧等を行うことで、取締役による業務の執行を監査しております。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、毎月1回内部監査室と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行っております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組

新規事業の運営にあたり、内部統制システムを有効的かつ効率的に実施するため、コーポレートDiv. は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社MimiTV

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

#### ① 連結の範囲の変更

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社BLTについては、2020年3月27日付の取締役会において、同社の全株式を株式会社ギフトモールへ譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年3月30日付で株式の譲渡が完了しました。これに伴い、連結貸借対照表上は当連結会計年度末より、また連結損益計算書上は2021年3月期より、同社は連結の範囲から除外となります。

#### ② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券（営業投資有価証券）

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備（建物勘定に含まれる）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～24年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年以内）にわたり定額法により償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	7,456千株	3千株	一千株	7,460千株

(注) 普通株式の株式数の増加3,600株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	94,985	13	2019年3月31日	2019年6月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	100,242	14	2020年3月31日	2020年6月15日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 972,000株

### 3. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、自己資金及び銀行借入を充当しており、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は主に社債及び未公開会社株式であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、コーポレートDiv. が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金については、定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

###### 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各事業部からの報告に基づきコーポレートDiv. が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((3)をご参照願います。)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	972,685千円	972,685千円	－千円
② 受取手形及び売掛金	560,343千円		
貸倒引当金(※)	△893千円		
	559,449千円	559,449千円	－千円
③ 営業投資有価証券	1,200,000千円	1,200,000千円	－千円
④ 敷金	89,903千円	89,751千円	△151千円
資産計	2,822,038千円	2,821,887千円	△151千円
① 買掛金	152,094千円	152,094千円	－千円
② 短期借入金	600,000千円	600,000千円	－千円
③ 未払法人税等	130,915千円	130,915千円	－千円
負債計	883,009千円	883,009千円	－千円

(※)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③営業投資有価証券

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券(※)	377,498千円

(※)市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象としておりません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	972,685	—	—	—
受取手形及び売掛金	560,343	—	—	—
営業投資有価証券	1,200,000	—	—	—
敷金	—	—	—	89,903
合計	2,733,028	—	—	89,903

4. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 329円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円83銭  |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券（営業投資有価証券）

#### a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

#### b. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備（建物勘定に含まれる）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～24年

工具、器具及び備品 2～15年

#### ② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんについては、投資効果の及ぶ期間（5年以内）にわたり定額法により償却しております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 16,347千円

短期金銭債務 66,233千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 -千円

営業取引以外の取引高 42,200千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
自己株式				
普通株式	150千株	150千株	一千株	300千株

(注) 普通株式の株式数の増加150千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	8,932千円
未払事業税	6,774千円
未払事業所税	679千円
未払賞与	2,199千円
未払社会保険料	302千円
貸倒引当金	341千円
資産調整勘定	6,624千円
その他	74千円
計	<u>25,928千円</u>
繰延税金資産合計	25,928千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△7,774千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△7,774千円</u>
繰延税金資産の純額	18,153千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	㈱MimiTV	所有 直接 100.0%	業 務 提 携 役員の兼任	業務委託収入 (注1)	22,550	その他流動資産	4,950
				施設の賃貸借等 (注2)	6,000	その他流動資産	1,650
子会社	㈱BLT (注3)	所有 直接 80.0%	業 務 提 携 役員の兼任	業務委託収入 (注1)	1,650		—
				施設の賃貸借等 (注2)	12,000		—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額等については、両者協議の上で決定しております。

(注2) 子会社への施設等の賃貸借等については、市場価格を参考に双方協議の上、条件を決定しております。

(注3) 2020年3月27日付の取締役会において、株式会社BLTの全株式を株式会社ギフトモールへ譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年3月30日付で株式の譲渡が完了しました。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を記載しております。

(注4) 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 325円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円63銭  |